

担 当	東京労働局需給調整事業部	
	需給調整事業第一課長	神野 敬一
	需給調整事業第二課長	水戸 常博
	需給調整事業第一課長補佐	新田 徹則
	需給調整事業第二課長補佐	伊藤 慎吾
	需給調整事業第二課主任需給調整指導官	新名 準一郎
	電話	03-3452-1473
	FAX	03-3452-8661

平成22年度労働者派遣事業、職業紹介事業関係業務取扱状況

—派遣元事業所数は、前年度より微減、職業紹介事業所は微増にとどまる—

—違法派遣や偽装請負を受け入れる事業主に対し、的確かつ厳正な指導監督を実施—

東京労働局(局長 山田 亮)では、平成22年度における労働者派遣事業、職業紹介事業に係る業務取扱状況を取りまとめた。

1 労働者派遣事業及び職業紹介事業の事業所数の状況

新設の派遣元事業所数は1,484、職業紹介事業所数は557で、平成23年3月末現在、派遣元事業所数は19,144(対前年同期比1.4%減)と、微増から微減に転じ、職業紹介事業所数は6,282(対前年同期比1.0%増)と微増にとどまったが、引き続き増加傾向にある。(図-1、表-1)

2 労働者派遣事業・職業紹介事業等に対する指導監督状況

(1) 派遣元事業主等に対する指導監督

派遣元事業主、派遣先、請負事業主、発注者等の1,864事業所(対前年度比4.7%増)に対して個別指導監督を実施し、667事業所(対前年度比44.6%減)に対し是正指導を行った。(表-2)

(2) 職業紹介事業者等に対する指導監督

職業紹介事業者等の710事業所(対前年度比12.7%増)に対して個別指導監督を実施し、369事業所(対前年度比88.3%増)に対し是正指導を行った。(表-4)

3 労働者派遣事業及び職業紹介事業に関する申告受理状況

申告受理件数は、労働者派遣事業関係35件(前年30件)、職業紹介事業関係2件(前年度3件)であった。

4 派遣労働者セミナーの実施状況

派遣労働者等を対象に、労働者派遣の制度の周知を図り、正社員等への就職を希望する方に対しては職業相談等の支援を行うため、公共職業安定所との連携により開催する「派遣労働者セミナー」については、6か所の公共職業安定所で開催し、169名の派遣労働者等が受講した。(表-6)、(参考資料)

5 平成23年度の行政運営方針のポイント

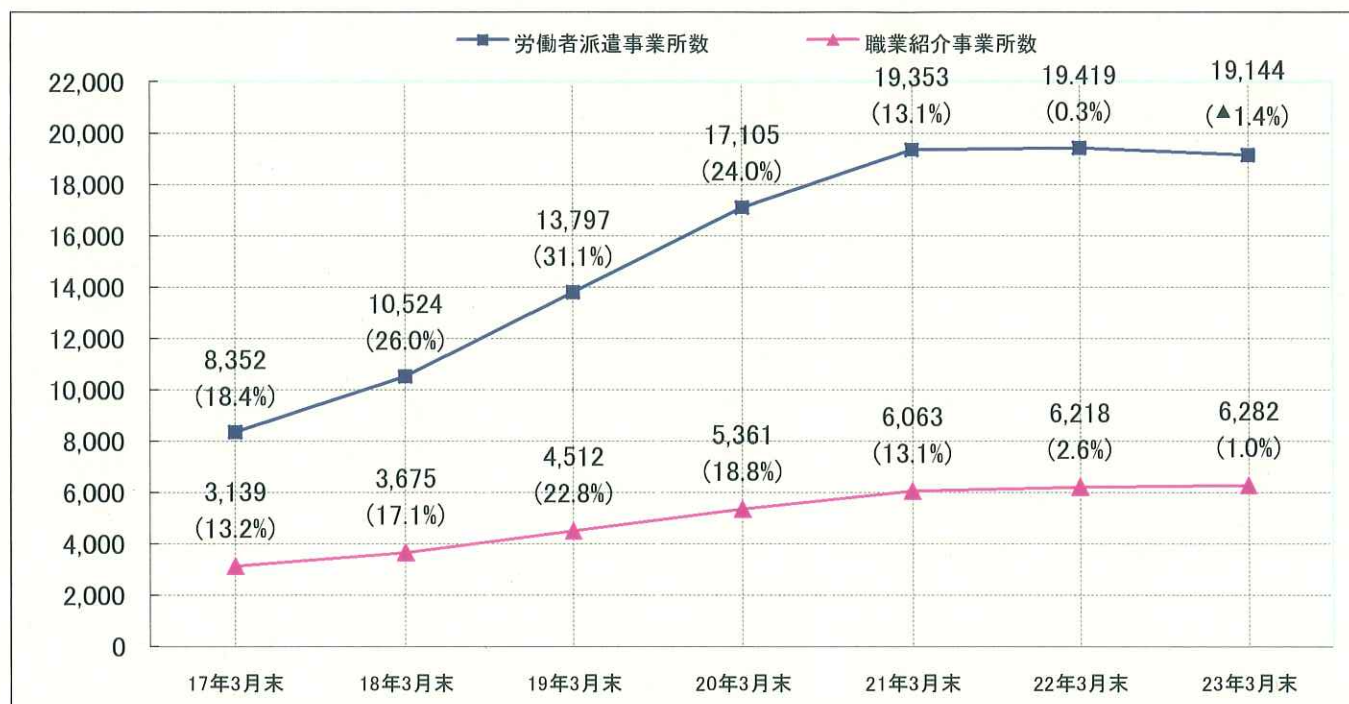
労働者派遣事業については、派遣受入期間の制限を超えた違法派遣、偽装請負等に対する厳正な指導を行う。職業紹介事業については、日々単位等の職業紹介、手数料の徴収、賃金の間接払いの禁止等に対する厳正な指導を行う。

指導監督に当たっては、東京労働局内各部、労働基準監督署、公共職業安定所等との連携を図りつつ、派遣元事業主及び請負事業主並びに職業紹介事業者の事業運営、派遣労働者等の就労実態及び違法事案の把握に努めるとともに、的確かつ厳正な指導監督を実施する。

1 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の状況

(1) 許可・届出事業所の推移 (各年度末)

(図-1)



* () 内は、対前年同期比

(2) 許可・届出事業所数の内訳(平成23年3月末現在)

(表-1)

事業別	23年3月末現在の事業所数				22年度における事業所の新設・廃止の状況	
	21年度	22年度	増減率	増減数	事業所の新設	事業所の廃止
労働者派遣事業	19,419	19,144	▲1.4%	▲275	1,484	1,759
一般労働者派遣事業	5,689	4,843	▲14.9%	▲846	216	1,062
特定労働者派遣事業	13,730	14,301	4.2%	571	1,268	697
職業紹介事業	6,218	6,282	1.0%	64	557	493
有料職業紹介事業	6,146	6,190	0.7%	44	534	490
無料職業紹介事業	72	92	27.8%	20	23	3

2 労働者派遣事業・職業紹介事業等に対する指導監督状況

(1) 労働者派遣事業

ア 個別指導監督実施状況

(表-2)

項目	件数等	対前年度比・差
① 個別指導実施事業所数	1,864	4.7%
うち業務請負関係	102	▲33.8%
② ①に対し是正指導を行った事業所数	667	▲44.6%
うち業務請負関係	17	▲81.9%
③ 是正指導を行った事業所の割合 (②/①×100)	35.8%	▲31.8%P
うち業務請負関係 (②の業務請負/①の業務請負×100)	16.7%	▲7.7%P

イ 集団指導

(表-3)

種別	項目	開催回数	出席事業所数	出席人員
集団指導計		93	3,581	4,294
派遣元事業主(特定・一般、新規・更新、許可前説明会)		70	2,339	2,622
派遣先事業主		16	514	687
その他事業主に対する集団指導(事業主団体等主催)		7	728	985

(2) 職業紹介事業

ア 個別指導監督実施状況

(表-4)

項目	件数等	対前年度比・差
① 個別指導実施事業所数	710	12.7%
② ①に対し是正指導を行った事業所数	369	88.3%
③ 是正指導を行った事業所の割合(②/①×100)	52.0%	20.9%P

イ 集団指導

(表-5)

種別	項目	開催回数	出席事業所数	出席人員
集団指導計		80	2,597	2,958
職業紹介事業主(新規・更新、許可前説明会)		66	1,992	2,200
その他事業主に対する集団指導(業界団体)		14	605	758

3 派遣労働者セミナーの実施状況 (表-6)

開催場所	出席人数
出席者計	169
東京非正規労働者総合支援センター	22
ハローワーク品川	39
ハローワーク墨田	30
ハローワーク八王子	12
ハローワーク渋谷	36
ハローワーク池袋	30

派遣労働者セミナーについて

労働者派遣法等に違反する派遣元事業主、派遣先等に対しては、厳正な指導を行う等、その防止・解消に努め、適正な労働者派遣事業の運営が確保されるよう取組んでいるところであるが、派遣労働者の就業条件の確保を確実なものとしていくためには、労働者にも労働者派遣法及びその制度がよく理解され、浸透することが必要、かつ有効である。

また、派遣労働者の中には、正社員としての就職を希望する者が多く存在しており、こうしたニーズに応えるため積極的に職業相談・職業紹介等の就職支援を行っていくことも重要であることから、下記により「派遣労働者セミナー」を実施する。

記

1. 対象

主として次の者等を対象とする。

- ① 派遣労働により新たに又は継続して働くことを希望する者
- ② 派遣労働者等で、今後、正社員等として働くことを希望する者

2. 構成及び内容

派遣労働者として働くために必要な知識の付与と個別相談を実施する。

(1) 説明会（説明内容）

- ① 労働者派遣法について、その考え方や就業条件等の向上に資する内容、労働者派遣の仕組み
- ② 労働基準関係法令のポイント
- ③ 労働保険、社会保険のポイント
- ④ 求人の状況や雇用条件など派遣労働者を巡る労働市場の状況
- ⑤ 正社員求人等の状況
- ⑥ その他派遣労働者に資する情報の提供

(2) 個別相談

- ① 希望する者を対象に派遣労働に関する相談を行う。
- ② 正社員などへの就職を希望する者を対象に予備相談を行い、必要に応じて職業相談窓口へ誘導する。